

別表

香川県広域水道企業団指定給水装置工事事業者の違反行為に係る処分基準

水道法	香川県広域水道企業団 指定給水装置工事事業者規程		該当事項	処分内容
	第14条	関係条項		
25条の11 第1項第8号	第1号		不正の手段により指定給水装置工事事業者として指定を受けたとき。	
25条の11 第1項第1号	第2号	第3条第1号	事業者ごとに給水装置工事主任技術者を置かないとき。	取消し
		第3条第2号	香川県広域水道企業団指定給水装置工事事業者規程第3条第2号で定める機械器具を有しなくなったとき。	
		第3条第3号ア	精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができなくなったとき。	
		第3条第3号イ	破産手続開始の決定を受けて復権を得ないとき。	
		第3条第3号ウ	水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であることが判明したとき。	
		第3条第3号エ	指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者であることが判明したとき。	
	第3号オ	次に掲げる事由により、業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由があるもの。		取消し 又は 停止
		①無断通水、メーターの不正使用等をしたとき。		
②道路掘削許可、道路使用許可を受けずに工事を施行したとき。				
③施工上の安全管理を怠り、従業員を死傷させたとき。				
④施工上の安全管理を怠り、公衆に死傷者を出し、又は被害を与えたとき。				
⑤行政指導（文書注意又は文書警告）に従わないとき。				
⑥その他の違反行為（主として企業長の承認を受けないで工事を施行したとき又は工事完成後企業長の検査を受けなかったとき。）				
	第3条第3号カ	法人であって、その役員のうち香川県広域水道企業団指定給水装置工事事業者規程第3条第3号アからオまでに該当する者がいることが判明したとき。	取消し	
25条の11 第1項第3号	第3号	第5条第1項	事業所の名称及び所在地等の変更届を提出しないとき又は、休止届、廃止届、若しくは再開届を提出しないとき又は、虚偽の届出をしたとき。	
25条の11 第1項第4号	第4号	第6条第2号	配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させず、又はその者に該当工事に従事する他の者を実施に監督させないとき。	取消し 又は 停止
		第6条第3号	企業長の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合しない工事を施行したとき。	
		第6条第4号	研修の機会の確保をしなかったとき。	
		第6条第5号ア	水道法施行令第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しない給水装置を設置したとき。	
		第6条第5号イ	給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用したとき。	
		第6条第6号	指名した給水装置工事主任技術者に、施行した給水装置ごとに工事記録を作成させなかったとき又は、当該記録をその作成の日から3年間保存しなかったとき。	
25条の11 第1項第2号	第5号	第8条	給水装置工事主任技術者の選任又は解任の届出をしないとき。	
			給水装置工事主任技術者が2以上の事業所に選任され、その職務を行うに当たり支障があるとき。	
25条の11 第1項第5号	第6号	第12条	給水装置の検査の際、管理者の求めに対し、正当な理由なく給水装置工事主任技術者を検査に立ち合わせないとき。	
25条の11 第1項第6号	第7号	第13条	給水装置工事に関する報告又は資料の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。	
25条の11 第1項第7号	第8号		施行した給水装置工事が、水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれ大きいとき。	
香川県広域水道企業団水道事業給水条例				5万円 以下の過料
第40条第1号	第4条	企業長の承認を受けないで給水装置工事を施行したとき。		
第40条第3号	第7条第2項	設計審査及び工事検査を受けないで給水装置工事を施行したとき。		
第40条第8号		給水条例又は事業者規程若しくは指示に違反したとき。		

※処分内容については、行為の悪質性に応じて指定の取消、指定の停止（6か月・3か月・1か月）を段階的に設定する。